

市民ふれあい交流センターの利用制限について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民ふれあい交流センターの利用を制限させていたおりましたが、令和4年2月28日より、下記のとおり条件付きで緩和いたしますのでお知らせします。なお、今後の感染拡大状況により、制限の緩和あるいは制限の追加をすることもありますので、ご了承ください。

適用期間 令和4年2月28日（月）～

使用条件

1. 大声での発声、歌唱や声援、又は接近した距離での会話等が想定されないこと。
2. 適切な感染防止対策(マスクの着用、手指の消毒、室内の換気等)が、講じられていること。
3. 発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は、利用を自粛すること。
4. 主催者は、参加者の確実な連絡先を把握し、調査へ協力すること。
5. 飲食（水分補給を除く）を伴う使用を禁止とする。
6. 調理室で調理を行う場合は、十分な感染対策をし、調理したものはその場で食べず持ち帰ること。
7. 各部屋の収容人数の制限は次のとおり解除とする。

収容人数

部屋名	感染対策収容人員
大会議室	制限解除
調理室兼中会議室	制限解除
小会議室兼ボランティアセンター	制限解除
談話室	制限解除

※交流センター使用後の清掃と消毒は利用者で行う。

(消毒液・清掃道具はセンターに常備しております。)

お問い合わせ先 市民ふれあい交流センター

電話 0972-82-5611

◎福祉バスについては、引き続き運行休止といたします。